

定時総会開催のお知らせ

第48期 定 時 株 主 総 会

日時：平成24年5月25日（金）午後3時

場所：鶴見青色申告会館4階ホール

第62回 定 時 総 会

第46回 労働保険事務組合定時総会

日時：平成24年5月25日（金）午後3時30分

場所：鶴見青色申告会館4階ホール

平成23年分 所得税・消費税（個人事業者）を納付される皆様へ

振替納税を利用されている方の振替納付日

所 得 税

4月20日(金)

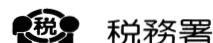
消 費 税

4月25日(水)

- 申告書に記載された「納める税金」欄又は「申告期限までに納付する金額」欄の額を引き落としいたしますので、振替納付日の前日までに、あらかじめご指定口座の預貯金残高をご確認ください。
また、振替日等をお知りさせる文書は、初めて振替納税をご利用される方以外には、送付されません。
- 残高不足等により引き落としができない場合は、納期限（所得税は3月15日、消費税は4月2日）の翌日から延滞税がかかるほか、督促状が送付され、財産の差押えを受ける場合があります。
- 納期限を過ぎてから振替納付日までの間に納付されますと、二重納付や延滞税がかかる場合がありますので、直接納付されないようお願いします。
- 振替納税は、申告期限までに申告書を提出された場合に限り利用でき、申告期限後に申告書を提出された場合には、振替納税をご利用できません。
- 転居される場合や、指定口座が不明な場合又は変更をしたい場合など、ご不明な点は税務署の管理運営部門にご連絡ください。

振り込め詐欺にご注意！

- 税務署や国税局では、
○ 還付金受取のために金融機関等のATMの操作を求めることがありません。
 - 国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることがありません。
- ※上記内容を求める不審な電話等があった場合には、最寄りの税務署までお問い合わせください。



会員増強運動実施中 !! 皆様のお力を貸し下さい

★最近、近所で開業した方がいる
★記帳・税金で悩んでいる方がいる
そんな方は是非、ご紹介下さい。
紹介して頂いた方が会員になられた場合には、紹介者の方に粗品を進呈します。

ご連絡は事務局までお願いします。
☎ 521-1145 指導係まで

※e-Tax開始届提出件数

3月23日現在 1,988件（前年比 +198件）

※電子証明書付住民基本台帳カード取得件数

3月23日現在 751件（前年比 +145件）